



第 290 号



- 医療廃棄物委員会 東京・神奈川・静岡が初の合同懇談会を開催
- 政党要望 平成27年度東京都予算等で要望活動
- 女性部だより 施設見学会を開催しエコシステム千葉と杉田建材を訪問
- 東日本大震災復興支援 ベルマーク回収による支援活動ご協力のお願い



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

**有明興業は、未来のエネルギーを創造します。**

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。  
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2011年度収集運搬業(積替え保管く)中間処理業  
産廃エキスパート  
認定番号 2-11-A0012  
認定番号 2-11-C0012

優良産廃処理業者認定制度  
優良認定業者  
ありあけこうざょ  
検索  
http://www.aknet.co.jp/

AK 有明興業株式会社  
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.  
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919  
IS 9001/JIS Q 27001  
ISO 14001  
JAS  
EC0429204

**ZERO**

**技術です**

**キケンなゴミを資源に戻す**

究極のリサイクリングの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社  
MATSUDA SANGYO GROUP

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX 03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

## [医療廃棄物委員会]

**東京・神奈川・静岡が初の合同懇談会を開催  
感染性廃棄物に関する情報交換等で協力を** ..... 2

**平成27年度東京都予算等で要望活動  
高橋会長ら役員が自民、公明、民主三党へ** ..... 7

## [女性部だより]

**施設見学会を開催し  
エコシステム千葉と杉田建材を訪問** ..... 10

\*\*\*\*\*  
委員会報告 (中間処理委員会<破碎・圧縮分科会>、青年部、建設廃棄物委員会<建設混合廃棄物分科会>、法制度検討委員会) ..... 12

講師余談・古代史散歩 ..... 14

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part83 ..... 16

協会の主な今後の日程 ..... 17

よろず相談 (法律・「行政処分の指針について」の理解~過積載と欠格要件を中心に~) ..... 18

「ベルマーク回収による東日本大震災への支援活動」ご協力のお願い ..... 23

事務局だより・編集後記 ..... 24

表紙の言葉 ..... 11

## 〔医療廃棄物委員会〕

### 東京・神奈川・静岡が初の合同懇談会を開催 感染性廃棄物に関する情報交換等で協力を

平成26年9月22日(月)東京都産業廃棄物協会会議室において、東京都、神奈川県、静岡県の産業廃棄物協会の医療廃棄物部会／委員会が集い、初めてとなる医療廃棄物合同懇談会を行った。各協会における特別管理産業廃棄物の感染性廃棄物（医療廃棄物）についての状況、取組み、問題等の情報・意見交換、そして今後の協力体制を築くことを目的とした。

開会は東京都産業廃棄物協会の高橋会長、同協会の医療廃棄物委員会の五十嵐委員長、北村専務理事の挨拶で始まった。司会進行は小園委員・中谷委員（東京）。



参加者一同

#### 各協会の活動報告

##### ■東京（千明副委員長）

医療廃棄物委員会は11名の委員で構成されており、委員長は1名、副委員長の2名は、それぞれ企画グループと研修グループのリーダーを務める。他委員は、そのグループのどちらかに所属し活動をしている。

##### ●平成22年よりの企画グループの施設見学会実施実績（見学施設）

- ・群馬環境リサイクルセンター(株)  
焼却施設
- ・(株)トップ 油化処理装置
- ・釜石市内災害廃棄物中間処理施設等
- ・太陽建設(株) 市原リサイクルセンター  
焼却施設

##### ●平成22年よりの研修グループの研修会実施実績（テーマ）

- ・「多剤耐性菌」
- ・「法改正」
- ・「医療機関から排出される感染性廃棄物以外の有害廃棄物の取扱い」
- ・「震災対策」
- ・「WDS」
- ・「医療機関からの放射性廃棄物」
- ・「電子マニフェストの基本と仕組み」
- ・「医療廃棄物適正処理の新しいシステム」
- ・「環境配慮契約法」
- ・「処理料金の低価格化問題」
- ・「在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会」

#### ■神奈川（伊丹部会長）



- ・医療機関と提携し勉強会や講習会を実施
- ・電子マニフェスト、トレーサビリティーシステムの構築と運営
- ・冊子「安全ピン」を発行し、医療機関への啓発活動を行う

#### ■静岡（岩間部会長）



- ・勉強会や講習会を開催
- ・静岡県医師会に加入する医療機関の75%が電子マニフェストを利用

#### 各協会における独自性について

##### ■東京（石渡委員）

廃棄物の委託処理に関し、マニフェス

ト・契約書・その他の項目について排出事業者責任の周知徹底を図っている。

平成11年に発生した感染性廃棄物の大規模不法投棄事件を発端として、平成15年より「東京都方式電子マニフェスト、ICタグ」のモデル事業を開始、平成17年にその本格事業を始めた。平成25年にはバーコードを利用した「東京都医師会方式」と呼ばれる新規電子マニフェスト事業が始まっている。

優良性基準適合認定制度では、東京都知事の許可を持つ処理業者約15,000社中、申請のあった業者に対して、「遵法性・安定性・先進的な取組み」を審査している。現在、感染性廃棄物の許可を持つ約320社のうち、産廃エキスパート認定業者は27社、産廃プロフェッショナル認定業者は16社である。

東京都医師会方式の電子マニフェストシステムを扱えるのは、上記優良性基準適合制度に認定された業者のみである。

#### ■神奈川（岩澤副部会長・橋本副部会長）

平成22年3月よりQRコードを利用した「神奈川方式トレーサビリティーシステム（個別追跡システム）」を開発し、運用している。QRコードでは廃棄物の種類、量、委託先の情報を管理することができる。個別追跡が可能な為、保管・委託等の処理状況がリアルタイムで確認することができる。廃棄物情報はJWNETとリンクされている。システムの運営費は処理業者が負担しているが、今後、排出事業者が負担することを課題としている。

「医療廃棄物を取り扱うための安全ビ

ン」という冊子を作成した。医療廃棄物を安全に取扱うためのポイントを6項目に分け、排出から最終処分までの排出事業者責任の確認を促している。医療機関から排出される主な廃棄物を、具体例とともに廃棄物の種類ごとに分類した。医療廃棄物維持管理チェックリストの質問に「はい・いいえ」の回答で構成される表にし、「いいえ」の項目に当てはまる場合、協会に相談するようお願いしている。

#### ■静岡（岩間部会長・瀬崎協会主任）

静岡県内並びに近県の処理業者31社で構成される医療廃棄物適正処理協力会を静岡県医師会内で設立し、電子マニフェスト事業を展開している。医師会に加入している医療機関の約75%が電子マニフェストを利用している。利用していない残りの25%はPCが無い、ITに不慣れな方が担当している等の理由が挙げられる。また協力会に属さない業者が入札物件に絞って、安価な処理価格を提示していることも理由に挙げられる。協力会31社へは年間二回の監査があり、経営状況が3期連続の赤字の場合は原則脱会することになる。感染性廃棄物専用のポリ容器は静岡県医師協同組合で販売をしている。容器1個当たりの販売価格は市場よりも若干高めに設定しており、その収益で静岡県医師協同組合費を賄っている。

電子マニフェストに加入している排出事業者は8,124社。処理業者の加入率が高いことが、静岡県全体の加入率向上に寄与している。建設業関係については原則電子マニフェストを利用しなければな

らない。

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例により、下記項目を5本の柱とし、適正処理の推進と生活環境の保全に資することとしている。

- ・「排出事業者責任の徹底」
- ・「県外廃棄物の届出義務」
- ・「処理業者による不適正処理の防止」
- ・「不法投棄等に利用されないための土地の適正管理」
- ・「処理施設設置者の周辺住民に対する説明責任」



熱心な討議風景

#### フリートーク

参加者全員の自己紹介から始まり、活発な意見交換がなされた。検討すべき議題が山積していたが、閉会時刻の17時となり終了した。

#### ●医療廃棄物の各都県の分別方法について

杉本委員（東京）より自社の医療機関向けの廃棄物分別資料をもとに説明があった。この資料は環境省発行の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を基本に追加項目を加えてあ

る。危険な化学反応を起こす可能性のある試薬類や特定有害産業廃棄物、特に水銀は絶対に容器に入れないとお願いしている。水銀の混入による都内の焼却施設数か所が停止し、甚大な被害が発生したことは記憶に新しい。東京都医師会では水銀血圧計と水銀体温計の自主的回収業務を行っている。但し、血圧計と体温計以外の水銀を含む廃棄物については回収を行っていない。水銀は我々処理業者を通じて処分をすると、排出事業者が想定する以上の処理費が掛かるため、処理を先送りにする医療機関がある。古敷谷委員（神奈川）からは水銀処理には助成金をつけ、適正処理を促したいと意見があった。また、新井部会幹事（静岡）は感染性専用容器を開けて中身を確認することができない為に、一連の処理工程で安全を担保するのが難しいとの意見もあった。千明副委員長（東京）は排出者責任に分別の強化を含ませたいと法制度検討委員会へ提案をしている。各都県共に紙おむつへの対応は、一般廃棄物として受け入れられるケースがあるが、市区町村によって判断が異なる。

#### ●処理価格について

緒方委員（神奈川）は感染性廃棄物の処分施設と収集運搬業者の数が増えたた

め、過当競争による低価格化が始まった。山口委員（神奈川）は価格を下げないと荷が集まらない。宮治委員（神奈川）は現状の処分価格ではやっていけない。感染性廃棄物は他の廃棄物より、処分に関するリスクが高いため当然処理費は高くなる、と意見があった。

#### ●その他

新井委員（東京）は業界として分別への取り組みを強化したい。容器の改善も検討すべき。現在のコスト重視から安全重視にするべきとの意見があった。古敷谷委員（神奈川）は容器を協会で一括購入し、運搬費・処分費を含めた価格を事前に医療機関に購入させてはどうかとの意見があった。

最後に法制度検討委員会の篠原委員長（東京）より挨拶があり、閉会挨拶で東京協会の乙顕副会長は「法制度の改善は事実と数値データが重要であり、皆の意見を統一することによって可能だ」と締めくくった。

本会終了後、場所を移して懇親会が催され、終始、和気藹々とした雰囲気に包まれた。来年以降もこのような取り組みを継続することを約束しあい、全日程を修了した。

※ ※ ※

本懇談会出席者は以下の通り（敬称略・懇談会進行表記載順）

#### (公社) 静岡県産業廃棄物協会・医療廃棄物部会

岩間 雄一	丸徳商事(有) (静岡協会副会長/医療廃棄物部会長)
新井 康久	東名興産(有) (静岡協会理事/医療廃棄物部会幹事)
越智 雅彦	(株)ミダック (医療廃棄物部会幹事)
瀬崎 秀五	静岡協会主任

(公社) 神奈川県産業廃棄物協会・医療廃棄物部会

岩澤 敏治 (株)メディカルパワー (医療廃棄物副部会長)  
橋本 大作 メディカルサービス神奈川(株) (医療廃棄物副部会長)  
古敷谷 裕二 (株)リフレックス (神奈川協会会长／医療廃棄物部会委員)  
山野 敦也 JFE環境(株) (医療廃棄物部会委員)  
高橋 照二 JFE環境(株) (医療廃棄物部会委員)  
石河 淳 (株)クレハ環境 (医療廃棄物部会委員)  
宮治 鉄夫 (株)デスポ (医療廃棄物部会委員)  
吉田 幹生 (株)デspo (医療廃棄物部会委員)  
緒方 照久 (株)シンシア (医療廃棄物部会委員)  
石川 浩章 (株)シンシア (医療廃棄物部会委員)  
山口 誠 (株)中商 (医療廃棄物部会委員)

(一社) 東京都産業廃棄物協会・医療廃棄物委員会

五十嵐 和代 (株)五十嵐商会 (東京協会常任理事／医療廃棄物委員長)  
伊藤 彰 ムゲンシステム(株) (医療廃棄物副委員長)  
千明 賢人 (株)メッドトラスト (医療廃棄物副委員長)  
伊丹 重貴 (株)トキワ薬品化工 (東京医療廃棄物委員／神奈川協会常任理事／  
神奈川医療廃棄物部会長)  
山中 正昭 コスマ理研(株) (医療廃棄物委員)  
中谷 義幸 相田化学工業(株) (医療廃棄物委員)  
杉本 大輔 (株)日本シルバー (医療廃棄物委員)  
小園 治 東京臨海リサイクルパワー(株) (医療廃棄物委員)  
阿部 裕之 (株)クレハ環境 (医療廃棄物委員)  
石渡 秀雄 (公財) 東京都環境公社 (医療廃棄物委員)  
新井 秀明 (株)日本シューター (医療廃棄物委員)

(一社) 東京都産業廃棄物協会

高橋 俊美 高俊興業(株) (東京協会会长)  
乙顏 均 松田産業(株) (東京協会副会长)  
篠原 周治 (株)五十嵐商会 (法制度検討委員長)  
北村 俊文 東京協会専務理事  
横手 浩次 東京協会事務局長  
佐伯 初美 東京協会事務局/本報告書写真担当

(株)日本シルバー 杉本 大輔 記)

平成27年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が自民、公明、民主三党へ

一般社団法人東京都産業廃棄物協会は、高橋会長をはじめ役員等8名が参加し、さる平成26年9月4日(木)、東京都議会の自由民主党・公明党・民主党に対し、平成27年度東京都予算等に関する要望活動を展開した。

要望内容は次の4点。

- 1 都発注工事における、都の第三者評価制度や国の優良制度により優良認定を受けている処理業者の優先的採用について
- 2 再生碎石の活用について
- 3 災害廃棄物の処理体制の整備について
- 4 設備の耐用年数の短縮について

要望事項の全文は以下の通り。

要 望 事 項

一 都発注工事における、都の第三者評価制度や国の優良制度により優良認定を受けている処理業者の優先的採用について

① 東京都は、平成21年、産業廃棄物処理業者に関する第三者評価制度を創設し、優良な処理業者の育成と適正処理の推進による資源循環型社会の形成を進めている。

一方、国においても、平成23年度に優良事業者認定制度を開始し、さらに平成25年度には、環境配慮契約法の見直しを行い、産業廃棄物の処理に係る契約も新たに対象とし、国等が行う廃棄物処理委託については、優良認定事業者を優先的に採用することが法律上義務付けられた。同時に、地方自治体においても、同様の措置を採るよう努力義務が課せられることになった。

今後、五輪開催や都市施設の更新等により、大量の廃棄物が発生することが見込まれるが、適正処理を推進し、また、不法投棄等を未然に防止していくことは、首都東京に課せられた大きな責務でもある。

については、環境配慮契約法の趣旨を十分踏まえ、東京都（外郭団体を含む）においても、自らの業務発注に際し、都の第三者評価制度や国の優良認定制度により優良認定を受けている処理業者が優先的に採用される方策を早急に講じられるよう強く要望する。

- ② これまで以上に適正処理や資源循環率を高めていくためには、都の第三者評価制度による優良認定業者を増やしていくことが肝要である。

については、認定促進に向け、手続きの簡素化や申請手数料の見直しを検討・実施されたい。

## 二 再生碎石の活用について

- ① 現在、都内においては、再生碎石の滞留が懸念されている。公共工事等での再生碎石の需要減少により、中間処理場での再生が進まないなど、需給バランスが崩れている。

こうした中、今後、コンクリート塊の発生は、高度経済成長期の建造物が更新時期を迎える、加えて、大規模地震等に備えた建替え需要が加速化し、急増していくことが予測される。

需要と供給にタイムラグが発生し、需要という出口のフローが止まっている現在、鉄筋造・鉄骨鉄筋造の解体廃棄物の90%を占めるコンクリートガラは、計画的な搬出もままならず、解体工事の期間延長、新築工事の遅延等、環境負荷はもとより我が国の経済活動そのものの足かせになる危険性をはらんでいる。

背景には、公共工事等の減により、路盤材として用いられる道路用碎石の割合が減少の一途を辿ったことが挙げられる。

については、新たな活用方策の開拓及び広域処理による需給アンバランスの解消など、早急に必要な施策を講じられたい。

- ② 再生碎石の需要が伸びないなど、現在の需給アンバランスの実情を踏まえると、都内の民間のストックヤードでのこれ以上の保管は困難な状況にある。

については、再生碎石の利用時期などを調整できる公共のストックヤードの提供を検討されたい。

## 三 災害廃棄物の処理体制の整備について

災害廃棄物は、通常の廃棄物の排出量をはるかに上回る量が短時間で発生し、その性状は、様々な種類のものが土砂等と混在している。また、一般廃棄物と産業廃

棄物が混在した状況にある。

こうした産業廃棄物を処理するためには、多大な経費と労力を要することになる。また、撤去等の遅れにより、被災者生活の衛生面や生活環境への影響、さらには災害廃棄物に含まれる有害物質の飛散などによる健康被害も懸念される。

現在、当協会は、東京都と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結し、東京都から要請があったときは、必要な人員、車輌、資機材等を調達し、災害廃棄物の処理等に協力することとしている。

首都直下型地震等大規模地震の発生が懸念される中、東日本大震災の経験を踏まえるまでもなく、震災後いち早く被災地の復旧・復興を進めるためには、災害廃棄物の早期の撤去や処理が求められることになる。

については、災害廃棄物の処理に関して法的整理を国に働きかけるとともに、収集・運搬、仮置場等の運営、分別・前処理、処分のそれぞれ段階における都や区市町村、廃棄物処理業者団体等の具体的な役割分担について、実効性のある体制整備を急がれたい。

## 四 設備の耐用年数の短縮について

廃棄物処理業で使用されている自走式作業用機械設備(パワーショベル、バックホウ等)の法定耐用年数については、「平成25年度税制改正大綱」(自由民主党、公明党1月24日決定)において、17年を8年に短縮することとされたが、中間処理施設等における機械設備の大半を占める据付型の機械設備等は、短縮の対象とはならなかった。

消耗が著しい廃棄物処理業の実情からして、自走式作業用機械設備と据付型機械設備(破碎機、選別機など)、焼却設備の耐用年数の取り扱いに大きな差があるのは理解できない。実情に合うよう、据付型機械設備、焼却設備等についても、法定耐用年数を8年程度に短縮すべきである。

については、強力なご支援をお願いしたい。



## 女性部だより



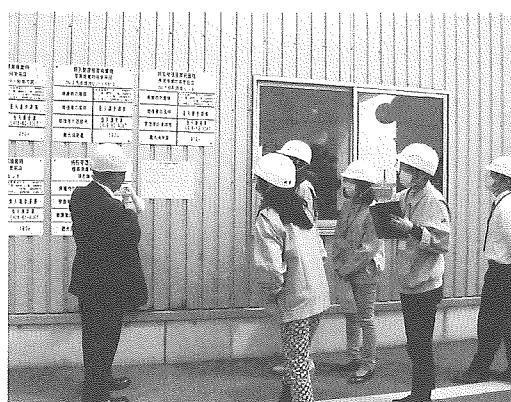
### 施設見学会を開催し エコシステム千葉と杉田建材を訪問

平成26年9月18日(木)、女性部施設見学会を開催いたしました。

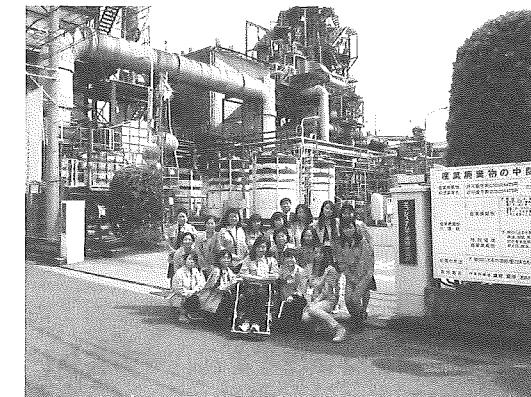
当日は天候にも恵まれ、チャーターしたバスに乗り込み、丸の内を9時00分に出発。9時45分、アクアラインを通過する途中、車窓から右手に「新日鉄住金君津の溶鉱炉」、左手に「JFE千葉」を臨み、まさに今日の施設見学のプロローグのよう。

車中でのおしゃべりも束の間、最初に訪れるエコシステム千葉(株)(千葉県袖ヶ浦市)に到着。エコシステム千葉は、トータルに環境リスクを引き受けるDOWAエコシステムグループの企業で、日本最大級の産業廃棄物焼却炉を所有しているのが特徴です。

多種多様な廃棄物を安全・適正に無害化処理する為、性状、荷姿別に受入・保管を行い、サンプル分析結果から処理方法を決定しています。



説明に集中する真剣な『まなざし』



エコシステム千葉正面入口にて

焼却炉は1号炉と2号炉があり、何れもロータリーキル方式で、2号炉は600t/日の処理能力を持ち、ボイラーからの蒸気を利用した発電は4,700kwで、炉に使用する電力を自前できる上、余った電力は売電しているとのこと。壮大なスケールの工場を拝見させて頂き、案内をして下さった珍しいお名前の表さんは、好青年なうえ、工場を熟知していることに感心しました。

昼食後、再びバスに乗り、次に訪れる杉田建材(株)(千葉県市原市)に到着。

杉田建材は、社会的な環境基盤を支える杉田グループの企業で、関東唯一の低濃度PCB汚染機器等の処理施設です。低濃度PCBとは5,000ppm以下のPCBで、絶縁油等はドラム缶ごと炉に入れ、850℃の高温で加熱分離することで無害化処理しています。また、敷地面積約21万m<sup>2</sup>、許可容量498万m<sup>3</sup>の安定型最終処分場も

所有しており、埋立エリアを作る際に削り取った土が大変良質であることから、羽田空港の滑走路に使用されました。処理方式はサンドイッチ工法(廃棄物を2m埋めたら50cmの土を覆わせる)で、指定項目外の自主検査を行っている等、管理も徹底しています。埋立残余年数は

13年。近くに購入できそうな土地もないそうです。

埋立する廃棄物を少しでも減らすことができるよう、今後女性部でも様々な活動を行っていきたいと思います。

(東京エコリサイクル株)

橋本 由美子 記)



=サンドイッチ工法による地道な地均し=



安定型最終処分場をバックに!!

#### 表紙の言葉

●今月の写真：ニシキフウライウオ [学名：Solenosomus cyanopterus  
英名：Short-bodied pipe fish]

●撮影者：阿部 秀行 氏 ●撮影地：マレーシア（シバダン）・水深15m

●撮影者コメント：生息区域は房総半島以南、インド・西太平洋域で、大きさは15cm、本誌第287号でご紹介したフウライウオの一種ですが、見た目はずいぶん違っています。パイプのように細長い吻（口先）、大きな腹びれ・尾びれといった独特な形態と鮮やかな色彩が良く似ています。今回のフウライウオはニシキフウライウオと言ってサンゴやウミシダに擬態しています。赤いサンゴ類に擬態すると全身赤色となり、今回の個体は写真の横にいるウミシダ（多数の腕を中心の体から輪生状に伸ばし、根のような形の枝で他のものにしがみついている動物）に擬態し黒くなっています。見事な擬態です。自然って不思議ですね。

## 委員会報告



### 中間処理委員会〈破碎・圧縮分科会〉(山本リーダー)

平成26年9月8日(月)15時より、碩・中間処理委員長及び11名のメンバーにより開催した。

まずは碩委員長より、平成26年6月26日(木)に行われた東京都環境局との異物混入に係る意見交換会（中間処理委員の代表者が出席）について報告があった。

その後の討議では、解体施設残置物などから出る一般廃棄物の扱いについて他、情報交換、意見交換を行った。次回は、処理業務を請け負ううえで、判断に困っていることを持ち寄り話し合うこととした。

次回は、平成26年11月13日(木)15時より協会会議室にて開催する。

### 青年部（相川部長）

平成26年9月17日(水)15時より、12名の幹事により幹事会を開催した。

まず、コミュニケーション委員会・研修委員会の各委員会より委員会報告があった。研修委員会からは、今後予定している企画案の具体的な内容について概要が説明された。

続いて、11月の全国大会の参加申込状況について、既に申し込みのあった部員以外に、参加の可能性がある部員について確認し、最終的な参加者を決定した。また、当日の旅程について最終確認を行った。

なお、全国大会に向けた東京青年部の取組みとして、『アースデイ東京2013、2014』で実施した環境教育について提出したことが、相川部長より報告があった。

最後に、9月の全産廃連青年部・移動幹事会のオブザーバーを含めた参加者と、10月の被災地復興支援事業の参加者について報告があり、会議は終了した。

次回の幹事会は10月15日(水)15時より開催する。

### 建設廃棄物委員会〈建設混合廃棄物分科会〉(伊藤座長)

平成26年9月25日(木)15時から、8名の委員により分科会を開催した。

本分科会は、去る9月10日開催された理事会において、建設廃棄物委員会のもとに建設混合廃棄物について個別具体的な検討を行う分科会として新たに設置されたものである。

まず、鈴木委員長の開催趣旨説明に続き、伊藤座長が分科会の役割・機能を確認した後、9月に実施した「混合廃棄物に関するアンケート調査」結果について説明す

るとともに、結果から導かれる傾向値等について分析説明した。

引き続き、高橋委員から、アンケート結果をもとに東日本大震災前と後における収集運搬費原価比較による原価増等についての分析結果の詳細報告があった。

その後、アンケート結果をたたき台に、座長提供の関係資料も踏まえながら、収集運搬や中間処理等に係る受注の動向や処理コスト増、また、処理先の確保に苦慮していることなど、活発な討議がなされた。

また、収集運搬・中間処理に係る燃料費、人件費、消耗品費、高速道路料金等の原価の算出方法等について調査研究していくことが確認された。

特に、アンケート結果では、建設混合廃棄物に関する業界情報の不足感、また、他社との意見交換についての要望の回答が多く、排出事業者への対策には業界全体の取組みが必要との回答は92%を占めていることから、10月末にアンケート依頼企業（29社）等が一同に会した意見交換会を開催することが確認された。

最後に、北村専務理事から、国土交通省関東地方整備局からの「関東地方における次期建設リサイクル推進計画策定に向けた意見交換会」の開催に向けた情報提供があり、参加企業については、鈴木委員長が参加予定近県とも調整の上対応することとなった。

### 法制度検討委員会（篠原委員長）

平成26年9月29日(月)15時より、7名の委員とオブザーバー1名によって開催した。

まず、前回委員長より宿題とされた『行政処分の指針について』の理解～過積載と欠格要件を中心に～の機関誌原稿案、『再委託調査アンケート』、『日本産業廃棄物処理振興センターへのマニフェスト制度聞き取り』について担当よりそれぞれ報告があった。過積載と欠格要件については、協会員への情報提供を前提として内容確認を行った。再委託アンケートについては、前回の委員会での検討結果を元に担当委員から新たに提出された修正案について説明があり、その後、内容検討に入った。電子マニフェストについてはJWセンターへの登録期間「3日間」の考え方について、担当委員からJWセンターを訪問し、聞き取りを行った結果の報告があった。

引き続き、第二期検討テーマである『少量排出物マニフェストの運用』の検討に入った。まずこのテーマを検討するに至った経緯について資料に基づき担当委員より説明があった。

最後に、事務局から情報提供のあった『グレーゾーン解消制度』について、委員長より、今後の活動方策を検討する旨、発言があった。

なお、次回は11月26日(木)～27日(木)に法制度検討委員会集中会議（アジア会館）に場を移して行われる。



## 土砂災害の世紀から国のはじまりへ

今年の8月はことのほか大雨による土砂災害が多く、特に広島市北部の土砂災害では74人という多くの人命が失われた。中国山地は花崗岩地帯であり、地質的に大雨に弱いことも被害を大きくした理由であるという。広島に限らず、地球温暖化に伴う海水温の上昇による台風の大型化など、今後ますます豪雨が多発し、洪水・土砂災害のリスクが高まっていくともいわれている。考えてみれば、日本の人口密集地域は、洪水により埋められ広がっていった平野や扇状地がほとんどだ。土砂災害は日本の成立・伸長の歴史の宿命的な課題でもあったことを忘れてはならない。

**古代・土砂災害の世紀** 紀元後の主要な歴史の舞台であった岡山平野や大阪平野において、遺跡発掘が活発に進められてきたが、発掘の結果、紀元後1世紀の弥生時代後期に入ると、水田が洪水の土砂で厚く埋め尽くされ、そのまま放棄されている場合が多いという。こうした復旧できないほどの洪水が西日本一帯に当時頻発していたと専門家はみている。

気候の変化については、地層に含まれる花粉の分析により解明が進められているが、それによれば、寒冷化により縄文の時代が終わり弥生の時代の初めには気温が上昇したものの、紀元前100年前後の時期にピークを迎え、紀元後には再び下降し、邪馬台国時代の後の古墳時代には現在よりも平均3度は低い寒冷期を迎えていたそうだ。寒冷化や洪水の頻発は農業生産に大打撃を与える環境変動だ。

**気候変動と変動する歴史** このときの寒冷化は世界的なもので、ユーラシア大陸の西端部=ヨーロッパではゲルマン民族の大移動を引き起こし、ローマ帝国の

崩壊の要因となり、東の中国では食料不足による社会不安をもたらし、黃巾の乱などの混乱の中で後漢王朝が滅びる要因となった。松木武彦氏は、この地球規模の環境変動による人の動きの流動化が、日本列島においても例外ではなかったという。

寒冷化に直面した日本列島のご先祖様達は、それまでの文化、作法の伝統を守ることをやめ、それぞれの地域やグループによって試行錯誤や競争を経て新たな物質文化を切り拓いていくことになる。その結果、ムラの盛衰が目まぐるしく起こり、石から鉄へと資源の切り替えが進み、青銅器の大型化から消滅へと推移し、大きな墳丘墓が出現するなどといった、200年そこそこの激しい変化がもたらされたのだ。

ところが、3世紀を迎えて日本中を覆うヒトと土器の動きのネットワークが出来てくると、ネットワークには核となる地域が明瞭となっていき、石から鉄への移行が一般化し、墳丘墓は広域的に展開されていき、どうも一つの方向へと物質文化がまとまっていくようになる。これらは、当時の気候変動などの状況の変化にうまく適合したものとして受け容れられていったというわけだ。

**ネットワークの核の移動** ネットワークの核については、卑弥呼・邪馬台国直前の時代の列島最大のネットワーク拠点は奈良・纏向や大阪湾沿岸部などの近畿であったことが判明している。すると、大陸や半島に最も近く、人・物・情報の流れの玄関口として最も先進的地域であった北部九州が最大拠点の座を失っていたことになる。北部九州から近畿へと中心が移動したのはなぜか。

一つの考えとして、北部九州の勢力が東進して近畿を制圧、そこに新たな政治拠点が樹立されたとするものがある。別の考え方として、鉄の流通経路を押さえていた北部九州と、新たに流通経路を押さえようとした近畿・瀬戸内の勢力が争い、後者が勝利し霸権を握ったとするものがある。さらに別の考え方として、いろいろな地域の勢力が談合し、物資の流通や防衛に良い条件を備えた奈良盆地に新たな政権の本拠が築かれたとするものがある。  
**中心が近畿に移った理由** 北部九州東進説については、神話の神武東征を「歴史を反映している」と見る人たちもいるのではあるが、なぜ北部九州の勢力が東を目指す必要があったのかという社会・経済的な説明が出来ていないし、考古学的に見て武力による侵攻や抗争の跡が発見されていないという弱点がある。北部九州対近畿・瀬戸内の対立抗争説も、考古学的に見て根拠が見出されていないことになる。

そこで、近畿とりわけ奈良盆地が最大の中心となったのは、その地理的な条件と考えるのが良かろうということになる。西に大和川を下れば当時大阪市内に入り込んでいた河内潟、そして瀬戸内海という西日本の大動脈に直結する。東にある峠を越えれば伊賀を経て伊勢湾に出ることができ、東海地方につながる。平城山を超えて木津川を下り北に向かえば、京都盆地を経て日本海側に連絡する街道がある。南には低い山並みの部分があり、それを超えれば紀ノ川伝いに太平洋ルートの海路に至る。

こうして、地理的な条件から近畿・瀬戸内、とりわけ奈良盆地が古代日本のネットワークの中心となった後、急速に奈良盆地の東南部=纏向の地に王都とも考えられるものが出現してくる。そうした背景には、いろいろな地域の勢力が談合し、一気にかなり強力な政治勢力が連合組織として形作られたと考えるのだ。

**いつ近畿が中心になったか** 西暦57年に漢から「金印」をもらったのは奴国王であり、そのころの倭は北部九州を中心とした地域が考えられた。「金印」から半世紀後の107年、「後漢書」東夷伝は倭国王帥升等が生口（せいこう=奴隸）160人を後漢の安帝に献じたとしている。このときの「倭國」も、やはり北部九州を中心とした地域と考えられ、倭国王帥升は、倭國の中核のイト国連合の王として福岡県前原市の井原鑓溝遺跡で発見された王墓にねむっているとみるのが有力だ。この時点での倭國を寺沢薰氏（考古学ファンに最も人気がある専門家とも言わされている）は「イト倭國」と呼んで、卑弥呼を大王とする3世紀の「倭國」と区別している。

いよいよ卑弥呼の時代に入るのだが、その前に「倭國の乱」があったという。「魏志」倭人伝では、其の国は、もともと男子が王であり70~80年続いたが、その後数年の間戦乱が続き、そのうち共に一人の女子を立てて王とした。名を卑弥呼という、と記している。この「倭國の乱」が北部九州から近畿にネットワークの中心が移るきっかけだとしたら、卑弥呼が登場するときには、中心は近畿だったということになりそうだ。

「倭國の乱」の時期についての記載は魏志倭人伝にはない。范曄が5世紀に著わした「後漢書」東夷伝では、桓靈の間=桓帝・靈帝の治世の間（146~189年）としている。そして、多少時期に差異があるが、考古学的には高地性集落

（第二次高地性集落の終りごろ）が相当するという。それは本当に戦乱だったのか、また、中心が西から近畿に移るという結果をもたらしたものだっただろうか？

\*『列島創世記』松木武彦（2007年小学館：全集日本の歴史①）  
\*『王權誕生』寺沢薰（2010年講談社学術文庫：日本の歴史02）

（古川 芳久）

## 身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part 83

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	高速出口付近を走行中	高速出口の合流で一台ずつ譲り、走ろうとしたらもう一台強引に入ってきた為接触しそうになり、急ブレーキを踏んだ。	「もう一台割り込んでくるかもしれない」と周囲の動きを予測し、余裕のある運転を心掛ける。
2	一般道路で	走行中	ほんの少しの間、脇見をしてしまい前を走る車に追突しそうになった。	車間距離を十分に取り、きちんと前を見て安全運転を励行するよう心掛ける。
3	一般道路で	走行中	走行中、右車線より水が飛んで来て視界が悪くなりヒヤリとした。	スピードを落とし、周囲の状況を確認しながら走行する。
4	一般道路で	走行中	左折しようしたら、自転車が左から飛び出してきて接触しそうになった。	特に左折時は一時停止して周囲の状況を把握し、死角部分は目視で確認を行う。
5	高速道路で	走行中	雨天時、高速道路で視界が悪く、左右確認が難しかった為、追突しそうになった。	速度を落とし、十分な車間距離を保ちながら安全運転をする。
6	現場で	雨天時の荷台への昇降時	雨の日、荷台への昇降時に足が滑って転落しそうになりヒヤリとした。	雨の日は特に足元・手元に注意し、滑り止めを多めに付けて慌てずゆっくり昇降するように心掛ける。
7	中間処理場で	移動中	場内でライトをつけっぱなしで待機している車両がいるので、まぶしくて誘導員の指示が見えない。	場内ではポジションランプのみにしてほしい。
8	駐車場で	駐車場で切り替えした時	お客様の駐車場で切り替えそういたら、車体の左側が壁にぶつかりそうになつた。	左右の確認をしっかり行い、落ち着いて余裕を持った運転を心掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

## ～協会の主な今後の日程～

(平成26年10月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
10	2	木	中間処理委員会 15:00～	協会会議室
	4	土	多摩支部 施設見学研修会 (千葉県)	(千葉県)
	7	火	↓	
	7	火	収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
	8	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	14	火	青年部・研修委員会 15:00～	協会会議室
	15	水	全産廃連；正副会長会議 12:00～／ 第21回理事会 13:30～	全産廃連会議室
			女性部 「関東地域協議会女性部会」部会長会議 12:00～	協会会議室
	16	木	女性部 幹事会 13:30～／ 全体会 15:00～	協会会議室
			安全衛生研修会 13:30～	エッサム神田ホール
			安全衛生推進委員会 (研修会終了後～)	〃
11	24	金	平成26年度国内外処理施設見学研修会	(愛知県)
	25	土	↓	
	28	火	総務委員会 14:00～／ 常任理事会 15:00～	協会会議室
	30	木	建設廃棄物委員会 「建設廃棄物・三者施設見学研修会」見学／講演／懇親会	(見学：千葉県)
	4	火	医療廃棄物委員会「行政との懇談会」	協会会議室
	7	金	関東地域協議会・女性部会 主催 「e-Lady21のつどい」 11:00～	*全国大会開催前・同ホテルにて
			「第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会」 13:30～／ 交流会 18:00～	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
	8	土	女性部 施設見学会等	(岩手県釜石市)
	12	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～／ 第14回理事会 14:30～	協会会議室
	13	木	中間処理委員会 破碎・圧縮分科会 15:00～	協会会議室
	14	金	青年部 研修 16:00～	協会会議室
	18	火	主催・全産廃連 「産業廃棄物処理実務者研修会」 (当協会：協力機関)	東京会場・ベルサール西新宿
	25	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00～／ 常任理事会 13:30～	協会会議室
	28	金	第53回関東地域協議会	(千葉県)



平成25年3月29日付  
「行政処分の指針について」の理解  
～過積載と欠格要件を中心に～

**Q** 先日、「行政処分の指針」に、「過積載を行った場合には、欠格要件に該当する場合がある」と記載されていると聞きました。私の会社は、主に建設廃材の中間処理を行っている会社で、トラックが5台ほどあります。ウチを出る前にスケールで重量を測るのが、その際に過積載になっている場合もあります。行政の立入を受けた際などに、その記録を見られれば、過積載であるとの指摘を受けないでしょうか。

本誌「よろず法律相談」の4月号（第284号）「過積載と欠格要件（2）」に、「過積載を行い、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者」については欠格要件に該当する可能性があるとの記載がありました。私の会社にはトラックが5台ほどあり、それが毎日のように出ますから、たとえばこれを1ヶ月でみれば、1日5台、30日で延べ150台トラックが出ていることになりますから、1ヶ月に10回くらいは過積載の記録があるかもしれません。その場合、繰り返し過積載を行ったことになって欠格要件に該当し、許可取消処分を受けることになるのでしょうか。（Q.1）

また、過積載のデータが発見された場合に、過積載で起訴され、刑事罰を受けることはありますか？（Q.2）

さらに、過積載で罰金刑に処せられるときというのは、道路交通法違反による犯罪であることですが、過積載であることを知らなかったときにも犯罪は成立するのですか（Q.3）。

#### ＜解説＞

**Q1** 立入検査を受けた際、過積載の記録が見つかった場合、繰り返し過積載を行ったとして欠格要件に該当する場合があるか

#### 1 結論

原則として欠格要件に該当しません。したがって、許可取消処分を受けることもありません。

ただし、例外的に欠格要件に該当し、許可取消処分を受ける場合があります。

#### 2 理由

##### （1）原則

行政処分の指針は、「繰り返し罰金以下の刑に処せられた場合」を想定しており、「繰り返し過積載を行った場合」について述べているものではありません。繰り返し過積載を行ったことが記録上判明したとしても「繰り返し罰金以下の刑に処せられた」とはいえません。

従って、原則として、繰り返し過積載を行ったことが記録上判明したとしても、欠格要件に該当するとして許可が取り消されることはありません。

##### （2）例外的に取り消される可能性がある場合とは？

ところで、4月号でもご説明したとおり、過積載によって罰金刑を受けることは極めて悪質な場合の稀な場合であり、これが繰り返される（過積載によって罰金刑を繰り返し受ける）ということは、あまり想定できません。

また、道路交通法違反によって罰金刑を受けた場合、原則として欠格要件に該当しません。罰金を受けた場合に欠格要件に該当するのは、反社会的勢力との関係が疑われる暴力団ないし暴力行為関連犯罪の他、廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法等環境法令違反の場合のみなのです（廃棄物処理法14条5項2号イ、7条5項4号ロ、ハ）。

もっとも、廃棄物処理法は、欠格要件を定めた具体的規定に該当しない場合であっても、いわゆる「おそれ条項」を設け、適正な業務の遂行を期待し得ない者について欠格要件に該当するとしています。

#### 法14条の3の2

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

① 第14条第5項第2号イ又は第14条第5項第2号ロ若しくはヘに該当するに至ったとき。



#### 法14条5項2号イ

「第7条第5項第4号イ～トまでのいずれかに該当する者」



#### 法第7条第5項第4号ト（いわゆる「おそれ条項」）

「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」

そして、行政処分の指針は、この「おそれ条項」の解釈として、以下のように述べています。

(欠格要件を定めた廃棄物処理法14条5項2号、7条5項4号トの)『その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者』とは、法第7条第5項第4号イからヘまで及び第14条第5項第2号ロからヘまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいう。「具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものと考えられる」。

(イ～ヘ省略)

「ホ 収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行い、または処分業者が廃棄物処理施設の拡張のために森林法に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、…農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者（なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務に関連した他法令違反に係る行政庁の指導歴が累積することなどにより、上記と同程度に的確な業の遂行を期待しえないと認められる者については、下記チに該当すると解して差し支えない）」

「チ チ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者」

つまり、行政処分の指針は、過積載によって「繰り返し罰金刑を受ける」という悪質な事例を繰り返すような業者については、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」として欠格要件（おそれ条項）に該当すると解すべきであるとしているのです。

すなわち、「繰り返し罰金刑を受ける」ということは、「おそれ条項」該当性の一例にすぎません。

そして、過積載により繰り返し罰金刑を受けた場合でなくとも、廃棄物処理業務に関連した他法令違反に係る行政庁の指導歴が累積することなどにより、上記と同程度に的確な業の遂行を期待しえないと認められる者については、「その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者」と認められ、「おそれ条項」該当により欠格要件に該当するとしています。

欠格要件に該当した場合、許可取消となります（裁量の余地なし）、「おそれ条項」に該当するかどうかについては、裁量的判断となります。

Q2 過積載のデータが発見された際に、過積載で起訴されることがあるか。

### 1 結論

通常想定されません。

### 2 理由

過積載とは、最大積載量をオーバーする積載をしたうえで、道路を走行することであり、「最大積載量をオーバーしたうえで道路を走行」しなければ犯罪は成立しません。会社を出る際の測定時に過積載であることが判明し、過積載のデータが残っていたとしても、その計測の時点で過積載であったことの証拠となるにすぎず、最大積載量をオーバーして道路を走行したことの証拠とはなりません。会社から積荷を積んで出る際にスケールで測定し、過積載であるとの記録が残されたとしても、測定をした後に積荷を降ろしたかもしれないからです。実際に道路を走行している車両を確保したうえで、計測し、制限重量オーバーであることの証拠を確保しておかないと、刑事裁判において犯罪（過積載）の事実を立証することはほとんど不可能です。

したがって、過積載のデータが残っていたことをもって過積載で起訴されることは通常想定できません。

Q3 過積載であることを知らずに過積載のまま道路上を走行してしまった場合、過積載の罪が成立するか。

### 1 結論

成立しない。

### 2 理由

#### (1) 過積載について過失犯は処罰されない

過積載であることを知らずに過積載のまま道路上を走行したという場合、過失によって過積載を行ったといえます。

刑法は、「罪を犯す意思がない行為は罰しない。」（刑法38条1項本文）として、原則として故意犯（罪を犯す意思をもって罪を犯した場合）のみを処罰するものとし、例外的に「法律に特別の規定がある場合」のみ過失犯を処罰するとしています（刑法38条1項ただし書き）。

そして、過積載が犯罪となることを規定しているのは道路交通法ですが（道路交通法118条1項2号）、道路交通法は、過積載について過失犯処罰規定を設けていません（スピード違反については、過失犯規定があります）。

そこで、過失によって過積載となった場合には、犯罪は成立しません。

#### (2) 「過積載であるとは知らなかった」といえばOKか

ところで、過失犯は処罰されないとすると、過積載であるとの指摘を受けた者は、「過積載であるとは知らなかった」と主張するかもしれません。

故意とは「わざとやった」という内心（主觀）の問題ですから、これを立証をすることは難しく、過積載のみを取り上げて刑事罰の対象とすることは困難であ

るといえます。

しかしながら、積載量オーバーが著しく、最大積載量の2倍、3倍を超える積載を行った場合などは、「知らなかった」と言っても認められないでしょう。「故意」があったか否かという内心の状況についても、法律上、客観的に認定することができるとされており、過積載が過失犯であるといつても「知らなかった」ですべてとおるわけではないのです。

もっとも、数キロの積載量オーバーについては、「過失」であると推測されるでしょから、真実過積載であると知らずに過積載を行ってしまった場合には、犯罪は成立しないので、その点はあまり心配する必要はありませんが、犯罪が成立しなくとも4月号でご説明したとおり、行政処分を受けることはあります。

#### <過積載はなぜ禁止されているか>

ところで、過積載が禁止されている理由は、以下の点にあるとされています。

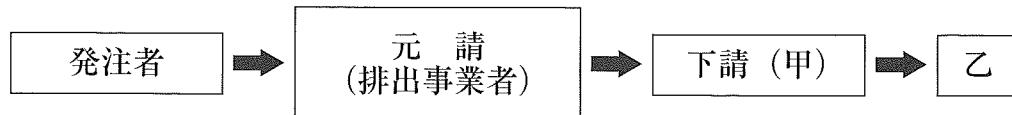
- ① 制動距離が長くなる
- ② バランスを崩しやすい
- ③ 衝撃力が増大する
- ④ ブレーキが効きにくくなる
- ⑤ 道路を傷める

2020年東京オリンピックに向け、建設ラッシュとともに過積載がますます増えることが予想されています。行政処分を受けるか、刑事罰を受けるかにかかわりなく、過積載を行わないよう留意することが必要です。

本誌第289号（9月号）「よろず相談」23頁に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

#### ウ 本件

本件では、発注者より解体を請け負った元請業者があり、甲は下請であったため、法21条の3第1項により「排出事業者」となることはできません。そこで、「甲自身が排出事業者となることから、違法な再委託にはならない」という甲の主張は認められません。



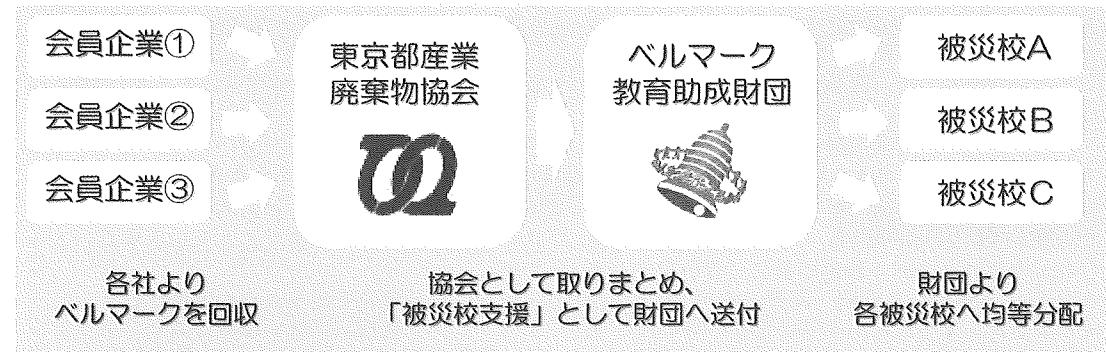
(一社)東京都産業廃棄物協会  
会員各位

【再度のお願い】

#### 「ベルマーク回収による東日本大震災被災校への支援活動」 ご協力のお願い

一昨年度に引き続き今年度も、当協会としてベルマークを回収し、東日本大震災による被害を受けた学校への支援を行います。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

##### □活動の流れ



##### □協会・会員企業のメリット

- 協会や各会員企業のHP上で、社会貢献としてのPRすることができます。
- ベルマーク教育助成財団HPでも協力団体として紹介されます。

##### □参加方法

下欄の点数表に必要事項をご記入の上、お手持ちの封筒に集まったベルマークと切り取った点数表を同封し、下記までご送付ください。（送料はご負担願います。）

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

ベルマーク担当者 宛 (☎ 03-5283-5455)

ベルマーク教育助成財団では2014年度「大震災被災校援助プロジェクト」として被災状況が深刻な岩手・宮城の沿岸部、原発事故の影響が続く福島の双葉・相馬地域を引き続き重点的に支援する方針を決めました。教材や設備品を贈ってきたほか、クラブ活動などの移動に使うバス代の支援も広げていきます。

□受付締切 平成27年2月末日

#### ベルマーク点数表

【点数： 点】

会社名：	ご担当者名：	連絡先(Tel)：
------	--------	-----------

## 事務局だより

本年度も上半期が終了した。当職もこの4月からお世話になり、振り返ってみると、アッという間に過ぎ去った半年であった。

この間の当協会の大きな出来事といえば、やはりなんと言っても、5月23日に定時総会と合わせて法人設立30周年記念式典を挙行し、当協会の30年の歩みを広く関係各位にご披露することができたことである。歴代会長も現会長で七代目にあたる。これまで当協会を牽引し、大きな組織貢献をされてきた会長をはじめ多くの役員諸氏、会員企業に敬意を表すものである。

さて、「組織の継続性」とよく言われるが、組織も、我々自然人と同様、一定の考え方や方針をもって生き続けることではないかと思料する。

組織が生き続けるためには、個人の組織への貢献のあり方について考える必要がある。この関係をドラッカーの『経営学の巨人』の名言・至言(週刊ダイヤモンド)から引用する。「成果をあげるには、自らの果たすべき貢献を考えなければならない。手元の仕事から顔を上げ目標に目を向ける。組織の成果に影響を与

える貢献は何かを問う。そして責任を中心に据える。自らの果たすべき貢献を考える者は、部下が果たすべき貢献についても考える。あなたに期待できることは何かと聞く。こうして本当のコミュニケーションが行き交われるようになる。しかも、貢献に焦点を合わせることによって、横へのコミュニケーション、すなわちチームワークが可能になる。加えて、最も重要な貢献は何かを自問することは、いかなる自己啓発が必要か、いかなる能力が必要かを考えることにつながる。

そして、貢献に焦点を合わせるならば、部下、同僚、上司を問わず、人の自己啓発を触発することになる。仕事のニーズに根ざした基準を設定することになる。すなわち卓越性を要求するようになる。〈中略〉われわれは、人についても組織についても多くを知らない。しかし、人にせよ組織にせよ、果たすべき貢献を考えることによって成長することは知っている。

柄にもなく、かつ、できもしないことを引用し、誠に恥ずかしい限りだが、半年が経ったことを契機に、いささかでも心して今後の業務推進にあたりたい。

(横手)

## 編集後記

また嬉しいニュースが飛び込んできました。今年のノーベル物理学賞に「青色発光ダイオード」を開発した赤崎・天野・中村の3氏が決定しました。民間企業出身の研究者が開発した「実用的な技術」が世界に認められ、改めて日本の技術層の厚さを感じると同時に、次世代の日本の研究者たちに「次は私も」という夢を与えることだと思います。

四季から秋が消えつつあるなどを申し上げたこともありました。清々しい気持ちを醸し出す秋がやってくれました。やはり、四季は日本になくてはならないものです。いつも同じ天である筈ですが、秋になると高く感じられるのは言葉の妙によるのでしょうか。

世界から発信されてくる天候に関する報道によれば、ある地域では干ばつ、またある地域では洪水と極端な現象が発生しているとのことです。こうした現象による穀物生産への影響は莫大なもの

となっています。原因は有るのでしょうが、絞り込めないため、対策を講ずることが出来ないようです。

韓国仁川でアジア競技大会が開催されました。オリンピック競技には無い種目も数多くありました。参加していたアスリートの懸命さはオリンピックと変わりがないように感じましたが、ご覧になった皆様にはどのような印象を持たれたでしょうか。

協会活動の年間での最盛期となっています。広報委員会として皆様に伝えなければならない事項が増加しています。それらを迅速正確に伝える努力を委員一同肝に銘じているところです。各委員会・部会主催の行事も多くなっています。前にも申し上げましたが、主催者はマンネリ化しないよう趣向を凝らしていますので、どうか皆様にはご多忙のところ恐縮ですが、是非とも参加して頂ければと思っています。

(乙顔)

## とうきょうさんぱい 2014 第290号

発行人 高橋俊美  
企画・編集 報委員会  
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F  
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>  
E-mail; [info@tosankyo.or.jp](mailto:info@tosankyo.or.jp)  
印刷 印刷 皆川美術印刷株式会社

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>

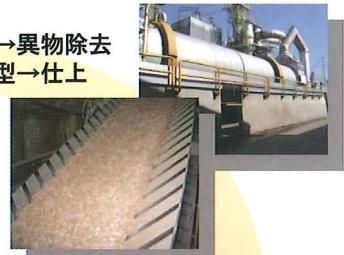
# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去  
→成型→仕上

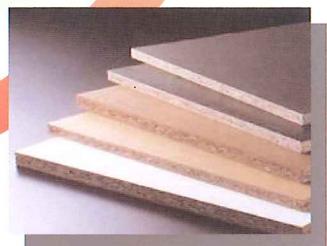


不要となった  
E・V・Aボードは  
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等  
に使用

パーティクルボード  
「E・V・Aボード」



## 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないかでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO<sub>2</sub>削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…。それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私は  
地球温暖化防止に  
全力で取り組みます